



熊本県公報

第13437号

令和7年(2025年)

5月30日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の供用開始	(道路保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	() 2
○熊本県子ども総合療育センター医療事務業務委託	(障がい者支援課) 2
○クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施	(薬務衛生課) 3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 4
○土砂災害警戒区域の指定	() 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 4
○土砂災害警戒区域の指定	() 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 5
○喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の登録	(高齢者支援課) 6
○熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部改正	(監理課) 6
○熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部改正	(管理調達課) 6
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 6
公 告	
○熊本県防災情報共有システム運用保守業務委託に係る契約の相手方の決定	(危機管理防災課) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	() 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	() 7
○公共測量の終了	(監理課) 7
○公共測量の終了	() 8
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 8
登 載 依 頼	
○たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限	(天草不知火海区漁業調整委員会) 9
○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 9
○熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	() 10
○有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表	(有明海自動車航送船組合) 11

告 示

熊本県告示第443号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）5月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）5月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷 539番2地先から 上益城郡益城町大字木山字居屋敷 341番3地先まで	157.4	土地区画 整理事業

	中間市			1774
鍋島 紀昭	合志市	瀬上 和則	熊本市	菊池郡菊陽町大字辛川字下鶴 1744
境 礼い子	菊陽町	ピースグリー ン株式会社	合志市	菊池郡菊陽町大字辛川字下鶴 1688ほか2筆
森田 和子	菊陽町	株式会社菊陽 オオツカファ ーム	菊陽町	菊池郡菊陽町大字辛川字池ノ 窪10
坂田 陽平	菊陽町	阪田 典人	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字楠 木639-1ほか1筆
藤本 春記	菊陽町	上田 誠也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字堀 向1102ほか2筆
藤本 清記	菊陽町	上田 誠也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中 原3128-1ほか2筆
阪本 清貴	菊陽町	坂本 隆樹	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字津 留2384-1
水上 ちあき	熊本市	吉岡 正和	菊陽町	菊池郡菊陽町大字津久礼字若 宮1106-1
水上 ちあき	熊本市	梅田 國雄	菊陽町	菊池郡菊陽町大字津久礼字古 屋敷1191
笠 和成	三重県 名張市	内藤 文紀	菊陽町	菊池郡菊陽町大字津久礼字杉 ノ本3734ほか1筆
坂本 恭一	菊陽町	株式会社古澤 農園	阿蘇市	菊池郡菊陽町大字原水字村上 4254-1ほか1筆
村田 誠子	菊陽町	中村 秀人	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字中前 通5258-3
緒方 利雄	菊陽町	N A S U f a r m e r 株 式会社	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字上中 野5448-1ほか7筆
小林 祐市	荒尾市	松永 久代	荒尾市	荒尾市上井手字婦毛287
中嶋 武 (亡) 中嶋 清臣	荒尾市	松永 久代	荒尾市	荒尾市下井手字前田321
笠間 雄一	荒尾市	宮本 静子	長洲町	荒尾市牛水字南道々1827
稗田 美津男	荒尾市	稗田 直義	荒尾市	荒尾市樺字横打2521-2 ほか13筆

2 認可年月日

令和7年(2025年)5月22日

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第204号

ガザミ資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年(2025年)5月30日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江 口 幸 男

1 指示の内容

不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和7年(2025年)5月30日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。